(2)　顧客勘定取引

(a)　暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る行為及びそれらの行為の取次の状況

	暗号資産の単位	売買・交換		取次	
		取引数量	金額	取引数量	金額
売買					
売買					
売買					
交換					
交換					
交換					

(b)　暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る行為の媒介若しくは代理の状況

	暗号資産の単位	媒介		代理	
		取引数量	金額	取引数量	金額
売買					
売買					
売買					
交換					
交換					
交換					

（記載上の注意）

１．事業年度の期間が４月１日から翌年３月31日までの間である暗号資産交換業者が、法第63条の15第１項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

(2)　顧客勘定取引（売買・交換の媒介・取次・代理）

(a)　仮想通貨の売買の媒介・取次・代理

	件　数	仮想通貨の増減	法定通貨の増減	平均購入（売却）金額
仮想通貨の購入（媒介・取次・代理）	件		円	円
仮想通貨の売却（媒介・取次・代理）	件			
合　　計	件			

(b)　他の仮想通貨との交換の媒介・取次・代理（他の仮想通貨の名称：　　）

	件　数	仮想通貨の増減	他の法定通貨の増減	平均取得（譲渡）単位
仮想通貨の取得（媒介・取次・代理）	件			
仮想通貨の譲渡（媒介・取次・代理）				
合　　計	件			